

中学生まで子ども医療費助成を拡充します

町では、現在小学6年生までを対象としている子ども医療費助成制度を、**平成29年4月診療分から、中学3年生まで年齢拡充します。**

1 制度の変更内容について

▼子ども医療費給付助成制度▼

◎平成29年3月診療分まで

年齢区分	資格証の色	保護者の所得制限	自己負担
0～6歳 (未就学児)	ピンク	なし	なし
小学1年生～ <u>6年生</u>	緑	なし	なし

◎平成29年4月診療分から

年齢区分	資格証の色	保護者の所得制限	自己負担
0～6歳 (未就学児)	ピンク	なし	なし
小学1年生～ <u>中学3年生</u>	緑	なし	なし



2 助成方法について

県内の医療機関等を受診する場合、「受給資格証」と「保険証」を提示することで、窓口での入院・外来・調剤にかかる保険診療分の自己負担分についてお支払いがなくなります。⇒現物給付

なお、①県外の医療機関等を受診する場合 ②現物給付に対応していない県内の医療機関（整骨院等）を受診する場合③受給資格証の未提示の場合は、窓口で医療費をお支払いいただき、後日、医療費助成申請書に領収書を添えて、福祉衛生課子ども家庭班に申請することで、保険診療の自己負担分を指定口座に振込みます。⇒償還払い

（注）健康診断料や予防接種、薬容器代などの保険適用外のものは、全額自己負担となり、窓口での支払いが発生します。

3 申請手続きについて

■申請手続きが不要な方

～現在小学1年生～6年生のお子さん～

4月1日から使用できる有効期限を更新した現物給付対応の「子ども医療費受給資格証」を3月末までに郵送します。なお、旧資格証は町に返還又は破棄願います。

■申請手続きが必要な方

- ①年齢拡充により新たに対象となる現在中学1年生～2年生のお子さん
- ②4月から小学校入学予定のお子さん



☆申請方法

①に該当する場合には2月上旬に、②に該当する場合には3月上旬にそれぞれ申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、保険証（対象となるお子さんのもの）、印鑑、保護者の個人番号カード又は通知カード、本人の身元確認ができるもの、受給資格証（現在お持ちの方に限る）をご持参の上、福祉衛生課子ども家庭班で手続きをお願いします。

詳しくは、送付された書類をご確認ください。

なお、期限以降の申請手続きも可能ですが、手続きが遅れると受給資格の無効期間が発生し、給付対象外となる場合もありますので、期限内の申請手続きをお願いします。



4 ご利用にあたっての注意点について

◆学校等(小学校、中学校、保育所、こども園等)でのケガや疾病について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合、学校等で発生したケガや疾病などの診療については、「災害共済給付制度」が優先となりますので、まずは学校等へ確認してください。

この制度が対象となる場合は、医療機関等の窓口でお支払いをする際に保険証のみを提示し、本人負担額をお支払いください。その上で、学校等へ給付制度の利用を申請し、給付を受けてください。

◆他の公費負担医療制度が適用される場合について

他の公費負担医療制度（重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療制度など）が適用される場合は、それらの公費負担医療が優先されます。ただし、優先される公費負担医療に自己負担がある場合は、子ども医療費助成制度の対象となります。

このことから、医療機関等窓口では、「子ども医療費受給資格証」「保険証」のほか、「他の公費負担医療制度適用の受給資格証」も提示してください。

◆保険証等に変更があった場合について

保険証や氏名等に変更が生じた場合は、必ず福祉衛生課子ども家庭班まで届出をしてください。

なお、町外への転出の場合は、資格が喪失しますので、受給資格証を福祉衛生課子ども家庭班に返還してください。

◆その他

小学校就学前のお子さんに係る子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度については、これまでの手続きと変更ありません。



☆詳しいことは、下記へお問い合わせください。

鯉ヶ沢町 福祉衛生課 子ども家庭班

TEL 0173-72-2111 内線 142・149